

数 量 計 算 書

【 伊賀市 阿保配水池 受水弁流量計等整備工事 】
(機械設備)

件名 阿保配水池受水弁流量計等整備工事 (機械設備)

機械設備 直接労務員集計表

名 称	配 管 工	普通作業員					機械設備据付工		備 考
機器等据付工									
受水弁室配管工(1)									
受水弁室配管工(2)									
計									
設計数量	↓	↓					↓		整数処理

工種：機器等据付工

機器等据付工勞務員集計表

件名 阿保配水池受水弁流量計等整備工事（機械設備）

機 器 名 称	数量	单位重量 (TON)	種別	步 掛		据 付 工		撤 去 工			輸送費用 重 量 (TON)	備 考	
				步 掛 (人/台)	低減率	第1～第6類	第7類,直材	第1～第6類	第1～第6類 (撤去:再使用無)	第7類,直材			
受水電動蝶型弁	1	0.02	2										
据 付 工 計											0.02 ton		
機械設備据付工 (据付工×0.9)						人	-			-	-	人	計
普通作業員 (据付工×0.1)						人	-				人		
設備機械工						-			-				
						-	-		-	-			

数 量 計 算 書

【 伊賀市 阿保配水池 受水弁流量計等整備工事 】
(電気設備)

件名 阿保配水池受水弁流量計等整備工事（電気設備）

材 料 集 計 表 - 1

[電気配線工事]

内訳区分	600V EM-CE				EM-CEE				EM-CEE				EM-CEE-S				EM-CEE-S			
	2 sq				2 sq				1.25 sq				2 sq				2 sq			
	3 c				2 c				12 c				3 c				2 c			
	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP
CHK (1- 1)	2.3			51.2	2.2			48.5	2.3			51.2	2.3		0.6	48.5	2.3			51.2
合計値 (A)	2.3			51.2	2.2			48.5	2.3			51.2	2.3		0.6	48.5	2.3			51.2
補充率 (B)	1.1				1.1				1.1				1.1				1.1			
(C)=(A)×(B)	2.53			56.32	2.42			53.35	2.53			56.32	2.53		0.66	53.35	2.53			56.32
設計数量 (D)=Σ(C)	58.85 ----> 58.9				55.77 ----> 55.8				58.85 ----> 58.9				56.54 ----> 56.5				58.85 ----> 58.9			
電工単位工量(E)=(E0)	0.016	0.025	0.021	0.018	0.013	0.020	0.017	0.015	0.034	0.051	0.043	0.038	0.015	0.022	0.019	0.017	0.013	0.020	0.017	0.015
電工量 (C)×(E)	0.040			1.013	0.031			0.800	0.086			2.140	0.037		0.012	0.906	0.032			0.844

C- 1 / 3

電工量小計= 5.941

材 料 集 計 表 - 2

[電気配線工事]

内訳区分	EM-IE															
	2 sq															
	P&D	RACK	CP	FEP												
CHK (1- 2)	2.3		0.6	48.5												
合計値 (A)	2.3		0.6	48.5												
補充率 (B)	1.1															
(C)=(A)×(B)	2.53		0.66	53.35												
設計数量 (D)=Σ(C)	56.54 ----> 56.5															
電工単位工量(E)=(E0)	0.008	0.012	0.010	0.009												
電工量 (C)×(E)	0.020		0.006	0.480												

C- 2 / 2

電工量小計= 0.506

阿保配水池流入弁（電気設備）

材 料 内 訳 表

NO	配線区間 自 至		600V EM-CE				EM-CEE				EM-CEE				EM-CEE-S				EM-CEE-S				
			2 sq				2 sq				1.25 sq				2 sq				2 sq				
			3 c				2 c				12 c				3 c				2 c				
			P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	
1001	配水池計装盤	受水弁 電源	2.3			51.2																	
1002	配水池計装盤	受水弁 制御									2.3			51.2									
1003	配水池計装盤	受水弁 開度																	2.3				51.2
1004a	配水池計装盤	受水流量計													2.3		0.6	48.5					
1005	配水池計装盤	受水弁室電極					2.2				48.5												
(1/2)	CHK (1- 1)		2.3			51.2	2.2			48.5	2.3			51.2	2.3		0.6	48.5	2.3				51.2

阿保配水池流入弁（電気設備）

材 料 内 訳 表

NO	配線区間 自 至		EM-IE				PE				CD												
			2 sq				28 mm				28 mm												
			P&D	RACK	CP	FEP	露出	埋込			露出	埋込											
1001	配水池計装盤	受水弁 電源												2.7									
1002	配水池計装盤	受水弁 制御												2.7									
1003	配水池計装盤	受水弁 開度												2.7									
1004a	配水池計装盤	受水流量計					0.6																
1004b	配水池計装盤	受水流量計	2.3		0.6	48.5																	
(2/2)	CHK (1- 2)		2.3		0.6	48.5	0.6							8.1									

No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算		
1001	配水池計装盤	受水弁 電源	600V EM-CE 2 sq - 3 c	P&D	2.3	0.5 + 0.5 + 1.0 + 0.2 + 0.1		
				RACK				
				CP				
				FEP	51.2	4.0 + (0.7)+ (0.7)+ 2.3 + 2.9 + 7.5 + 4.4 + 13.0 + 13.0 + (1.0)+ 0.6 + (0.5)+ 0.3 + (0.3)		
				CD	28 mm	露出	2.7	(1.0)+ 0.6 + (0.5)+ 0.3 + (0.3)
				埋込				
1002	配水池計装盤	受水弁 制御	EM-CEE 1.25 sq - 12 c	P&D	2.3	0.5 + 0.5 + 1.0 + 0.2 + 0.1		
				RACK				
				CP				
				FEP	51.2	4.0 + (0.7)+ (0.7)+ 2.3 + 2.9 + 7.5 + 4.4 + 13.0 + 13.0 + (1.0)+ 0.6 + (0.5)+ 0.3 + (0.3)		
				CD	28 mm	露出	2.7	(1.0)+ 0.6 + (0.5)+ 0.3 + (0.3)
				埋込				
1003	配水池計装盤	受水弁 開度	EM-CEE-S 2 sq - 2 c	P&D	2.3	0.5 + 0.5 + 1.0 + 0.2 + 0.1		
				RACK				
				CP				
				FEP	51.2	4.0 + (0.7)+ (0.7)+ 2.3 + 2.9 + 7.5 + 4.4 + 13.0 + 13.0 + (1.0)+ 0.7 + (0.8)+ 0.2		
				CD	28 mm	露出	2.7	(1.0)+ 0.7 + (0.8)+ 0.2
				埋込				
1004a	配水池計装盤	受水流量計	EM-CEE-S 2 sq - 3 c	P&D	2.3	0.5 + 0.5 + 1.0 + 0.2 + 0.1		
				RACK				
				CP	0.6	0.6		
				FEP	48.5	4.0 + (0.7)+ (0.7)+ 2.3 + 2.9 + 7.5 + 4.4 + 13.0 + 13.0		
				CD	28 mm	露出	0.6	0.6
				埋込				
1004b	配水池計装盤	受水流量計	EM-IE 2 sq	P&D	2.3	0.5 + 0.5 + 1.0 + 0.2 + 0.1		
				RACK				
				CP	0.6	0.6		
				FEP	48.5	4.0 + (0.7)+ (0.7)+ 2.3 + 2.9 + 7.5 + 4.4 + 13.0 + 13.0		
				CD				
				露出				
埋込								

阿保配水池流入弁流量計等整備工事

特 記 仕 様 書

伊 賀 市 上 下 水 道 部

目 次

第1章 総 則	
第1節 適用範囲	1-1
第2節 一般事項	1-1
第2章 概 要	
第1節 設備概要	2-1
第2節 運転概要	2-1
第3章 機械設備	
第1節 設備の規格及び仕様	3-1
第4章 電気設備	
第1節 既設盤改造	4-1
第2節 計装機器	4-2
第3節 その他機器	4-3
第4節 遠方監視システム	4-3
第5章 工事その他	
第1節 機器等据付工事	5-1
第2節 配管工事	5-1
第3節 電気配線工事	5-1
第4節 塗装工事	5-2
第5節 撤去	5-2
第6節 試運転調整	5-2
別紙、遠方監視システム入出力項目数表	

第 1 章 総 則

第1節 適用範囲

1. 本仕様書は、「伊賀市水道施設整備事業 阿保配水池受水弁流量計等整備工事（以下「本工事」という）」の施工に適用する。
2. 本仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的なものは、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）によるものとし、その他の場合は、電気設備工事共通仕様書、電気設備技術基準、内線規定、水道工事標準仕様書および諸関係法規による。
3. 契約書、設計図書および本仕様書は、前項の共通仕様書および技術基準等に優先する。
4. 受注者は、本仕様書および技術基準の内容は勿論のこと、諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

第2節 一般事項

1. 受注契約締結後の経済情勢変動による単価増は、請負契約変更の対象としない。
2. 設計内容の変更に伴う変更請負金額の算出は、発注者の算出した変更設計金額に請負比率を乗じたものとする。
3. 受注者は着工に先立ち、実施工程表、施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
4. 受注者は、設計図書、本仕様書にもとづき製作および施工承認図書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
5. 施工計画書および施工図等は、全ての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり常に全ての工種関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示、承諾等を受けると共に常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を計らなければならない。
6. 受注者は、上下水道部が主催する工程会議に必ず出席するものとし、その都度議事録を作成し1部提出するものとする。
7. 二次製品については、現場搬入または施工前に仕様カタログ、サンプル等を監督員に提出し、その承諾を得ること。
8. 工事写真撮影は、監督員の指示に基づき撮影し、1部提出のこと。なお、必要に応じて提出部数を増す場合があるので、ネガ等は整理しておくこと。
9. 工事用電力および工事用水等の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工しなければならない。また、工事施工に必要な資材置場、残土捨場、現場事務所等は、受注者の負担により責任を持って措置すること。

10. 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車輛の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理および交通安全対策について必要な措置を講じること。
11. 停電または既設機器の停止を必要とする場合は、その日時と作業内容を明確にして事前に申請し、監督員の了解を得ること。なお、申請にあたっては、事前に監督員と十分な協議を行い、施設の運用に与える影響を最小限とすること。
12. 本工事によって、既設構造物あるいは設備機器に損害等を与えた場合には、監督員の指示に従い、受注者の責任において原形に復すること。
13. 現場責任者は、常に監督員と連絡が可能なようにしておくこと。また、非常時の緊急連絡体制についても完備しておくこと。
14. 受注者は、工事完了後竣工図を作成し、監督員の承諾を得て完了届けと同時に提出すること。なお、本工事の完成図書は3部提出するものとするが、監督員の指示により縮小版を追加する場合がある。
15. 本工事に係る検査、試験および試運転に要する一切の費用は、受注者の負担とする。
16. 本工事に係る関係諸機関への手続きに伴う書類作成は、監督員と協議の上、原則として受注者で行うこと。なお、申請費用等は受注者の負担とする。
17. 本工事完了後の瑕疵担保責任の存続期間は2年とし、当該施設に瑕疵があった場合には、受注者の責任において措置すること。
18. 本工事完了後、上下水道部担当職員に対し運転操作および保守等についての説明を行うこと。その内容および日程については、監督員と協議し決定するものとする。
19. 提出書類については、別途監督員が示す「工事提出・提示書類チェック表」のとおりとする。
20. 本工事は、既設2者のシステムに本工事を増設する工事であり、受注者において改造等の施工が不能で、既設メーカーの技術的な協力が必要となった場合、その不測の費用については全て受注者の負担とする。

第 2 章 概 要

第 1 節 設備概要

1. 本工事は、水道施設整備事業による送水管布設工事（桐ヶ丘工区）に関連して、桐ヶ丘配水池から阿保配水池への給水を受水するものであり、関連する機器の製作、据付工事、及び既設システム等の改造、試運転調整までを行うものである。
2. 本工事の主な概要を以下に示す。
 - (1) 阿保配水池
 - 1) 受水電動弁設置 1 基
 - 2) 受水流量計設置 1 台
 - 3) 上記、1), 2)に伴う配水池計装盤の改造 1 式
 - 4) 既設テレメータ装置機能増設 1 式
 - (2) 阿保浄水場
 - 1) 既設テレメータ装置機能増設 1 式
 - 2) 既設監視システム機能増設 1 式
 - (3) ゆめが丘浄水場
 - 1) 中央監視システム機能増設 1 式
3. 電力会社の工事費は本工事に含まないものとするが、設備容量変更及び仮設電力等が発生した場合の申請手続きは受注者にて行うものとする。また、NTT等の通信回線についても同様とする。

第 2 節 運転概要

- (1) 受水電動弁
 - 1) 本弁は阿保配水池水位により「全開－全閉」を行うもので、配水池水位は「第一配水池・第二配水池」其々の「水位計アラームセクター2個と第一配水池電極」を選択して行うものとする。また、運転水位の選択は盤内にトグルスイッチを設け簡単に目視ができる配置とする。
- (2) 阿保浄水場送水ポンプ
 - 1) 阿保浄水場送水ポンプは（現況）阿保配水池の水位信号を受け、浄水場側で運転信号を設定しているが、上記（1）増設に伴い送水ポンプの「運転・停止」指令をテレメータにより配水池側からの制御にする。（運転・停止の水位設定は、受水電動弁の「開・閉」指令を流用する）

第 3 章 機 械 設 備

第 1 節 設備の規格及び仕様

1. 受水電動弁

(1) 目的

配水池への受水（開閉）を目的とする。

(2) 設計仕様

形 式	電動バタフライ弁	手動操作ハンドル付
口 径	φ100mm	
耐 圧	0.98MPa	{10kgf/cm ² }
フランジ規格	ウェハー形	(JWWA 7.5K に適合)
面 間 寸 法	JIS B 2032	(準拠)
電 動 機 形 式	低圧単相かご形誘導電動機	横軸全閉外扇形
参 考 出 力	0.04kW	(程度)
相 ・ 電 圧	単相AC100V	
周 波 数	60Hz	
保 護 装 置	サーマルプロテクタ	モータ内蔵
保護外部接点	オーバートルク	開・閉方向
中間開度設定	無し	
弁 開 発 信 器	ポテンションメータ	R/I変換器付

(3) 構造概要

本弁は流入弁室（地下ピット）内に設け、全開・全閉用として使用するもので、摩耗、腐食に耐える堅牢な構造のものとする。

(4) 主要部材質

弁 箱	球状黒鉛鋳鉄 FCD450 同等	メーカー標準色
弁 体	ステンレス鋼 鋼 SCS13 同等	
弁 棒	ステンレス鋼棒 SUS420 同等	
弁 棒	ステンレス鋼棒 SUS403 同等	
シートリング	合成ゴム EPDM 同等	

(5) 付属品

付属品は下記の部品を具備するものとする。

1組 × 専用取付ボルト・ナット (SUS製)

1式 × その他必要なもの

第 4 章 電 気 設 備

第 1 節 既設盤改造

1. 配電盤一般仕様

(1) 一般事項

- 1) 形状は閉鎖形（既設流用）とし、端子及び内部配線・ケーブルサポート等必要なものは、全て具備すること。
- 2) 盤内配線は、1.25sq以上を使用しダクト配線とする。また、配線の末端は圧着端子とし、マークチューブにて線番号を印字すること。
- 3) ヒューズは栓形ヒューズを使用し、主電源回路には避雷器を、制御回路には避雷素子等を取付けること。
- 4) 制御回路は全てハードリレーシーケンスで構築すること。

(2) 名称銘板

- 1) 材質 透明アクリル板
- 2) 色彩 白地に黒文字裏彫り

(3) 予備品等

予備品等については、改造回路に対し下記数を納入すること。

- 1) 表示灯 ----- 発光ダイオード灯実装の1種類各1個
- 2) ヒューズ ----- 実装数の100%
- 3) 補助継電器類 ----- 実装数の10%（整数切上個数）
- 4) その他必要なもの

2. 配水池計装盤改造

(1) 主要改造項目

- 1) 受電部電源アレスタ増設
- 2) 受水電動弁、主回路・制御回路・開度計回路増設
- 3) 同上運転用、水位選択回路増設
- 4) 受水弁室、浸水警報回路増設
- 5) 受水流量計、計装回路増設
- 6) テレメータ装置（監視点数）機能増設
- 7) 上記に伴う内部配線、端子台、その他必要なもの
- 8) 盤改造に伴う展開接続図作成

(2) 主要盤面取付機器

1) 主要盤面取付機器

1個	×	広角指示計	受水流量
1個	×	広角指示計	受水弁開度
1式	×	集合表示灯	設計図参照

1個	×	切換カムスイッチ	手動－自動
1個	×	操作カムスイッチ	閉－停止/引－開
1個	×	押釦スイッチ	表示復帰
1式	×	名称銘板、その他必要なもの	
2) 主要盤内取付機器 (※印は別途計上品、組込結線のみとする)			
1組	×	電源用避雷器	1φ 3W, 100V用
1個	×	漏電遮断器	2P 30AF
1組	×	電磁開閉器	40W用 (可逆相, サーマル付)
※1式	×	計装変換器類	計装機器構成参照
1式	×	サーキットプロテクタ	
1式	×	液面継電器	プラグイン形、動作表示付
1式	×	補助継電器	プラグイン形、動作表示付
1式	×	時限継電器	プラグイン形、動作表示付
1式	×	端子台、その他必要なもの	

第2節 計装機器

1. 受水流量計装等

1) 型	式	超音波流量計	
2) 計測管		φ100 ダクタイル鋳鉄管 (GX)	
3) 計測範囲		打合せにより決定	
4) 測定精度		±2.0% (FS)	
5) 出力信号		4～20mA DC	
6) 電源電圧		DC20～30V/AC100～240V	
7) 保護等級		IP65	
8) 構成		(1ループ当り)	
1台	×	検出器、変換器	
1台	×	現場型アレスタ	(防滴ハウジング付)
2台	×	盤用アレスタ	(1台は電動弁開度信号に使用)
1台	×	アイソレータ	
2台	×	警報設定器	(1台は配水池水位設定に使用)
1式	×	その他必要なもの	

第3節 その他機器

1. テレメータ装置機能増設（下記設置場所の盤改造に含）

- | | |
|---------|--|
| 1) 設置場所 | 子局 阿保配水池、計装盤内
親局 阿保浄水場、補助監視システム（インターフェイス盤）内 |
| 2) 数量 | 1対向 |
| 3) 通信回線 | NTT専用回線3.4KHzまたは同等回線 |
| 4) 変調方式 | 周波数偏移変調伝送方式 |
| 5) 伝送速度 | 200 bit/s（半二重）以上 |
| 6) 入力信号 | アナログ：DC 1～5 V
デジタル：無電圧接点 |
| 7) 伝送項目 | 増設容量は別紙、遠方監視項目表（参照） |

第4節 遠方監視システム

(1) 遠方監視システム改造

遠方監視装置は、青山管内補助監視システム（阿保浄水場）と、中央監視システム（ゆめが浄水場）の本工事に伴う改造を行うもので、以下のソフトウェア変更および増設を行うものとする。（増設容量は別紙、遠方監視項目表、参照）

(2) ソフトウェア変更及び追加

1) 監視画面

1式 × 阿保配水池に関連する監視画面の改造（設計図フローシート参照）

2) 補助監視画面の追加変更

1式 × 1) 項で作成した画面データの書き込み

3) 警報（音声・印字）設定追加

1式 × 1) 項の警報設定作成

4) 日月報ソフトウェアの追加変更

1点 × 阿保配水池、受水流量

5) トレンドグラフソフトウェアの追加変更

1点 × 阿保配水池、受水流量

6) その他必要なもの

第 5 章 工事その他

第 1 節 機器等据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 機械基礎等のアンカーボルト孔、及び、あと施工アンカーボルトの施工には、技術者を派遣して施工するものとする。
3. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

第 2 節 配管工事

1. 機器及び付属品の取り付け配管は、修理や点検が容易に行なえるような位置や向きに配慮するとともに、取外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管を前後に設ける等の工夫を施すこと。
2. 配管は、その荷重の多くが継ぎ手個所にかからないよう、適当な個所にサポートを設けるよう設計すること。

第 3 節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定および仕様に適合した工事で行なければならない。
 - (1) 電気技術基準調査委員会内線規定（J E A C）
 - (2) 社団法人営繕協会 電気設備工事共通仕様書
2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。また、動力線の色順位は国土交通省仕様とする。
3. 接地工事は、電気設備技術基準及び内線規定に準拠して施工し、接地抵抗値が規定値にならない場合は補助棒を追加すること。
4. ケーブル工事
 - (1) 公称断面積 14m^2 以上の低圧ケーブルの端末処理は、原則としてJCAA、及びJCMS規格の材料を用いて行うこと。また、 14m^2 未満の低圧ケーブルの端末処理はテーピングによること。尚、機器類側の接続端子等の条件から、JCAA規格の端末処理材を使用することが困難な場合は、係員の承認を得て、他の方法で端末処理を行うこと。
 - (2) 制御ケーブルの端末処理はテーピングにて行うこと。
 - (3) 機器類への各端子のつなぎ込みは、原則として圧着端子で行うこと。
 - (4) 制御ケーブルの各心線は端子記号と同じマークを刻印したマークバンド、またはチューブを取り付けること。

第4節 塗装工事

1. 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
2. メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器・材料で特に指定するもの以外は、機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回以上を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員と協議し決定するものとする。

第5節 撤去

1. 撤去品

(1) 阿保配水池

- | | | | |
|-------------|----------------------|-------|----|
| 1) FCD 両F短管 | φ100(7.5kF) | L=250 | 1本 |
| 2) フランジ継手材 | φ100(7.5kF)用ボルト・ナット | | 1組 |
| 3) ガasket | φ100(7.5kF)用、GFパッキン等 | | 3枚 |

2. 撤去品の処分

前項の撤去品の扱いについては、市監督員に申し出て協議するものとするが（廃棄処分する場合は）廃棄物の処理および清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者（処分場または再生資源回収等）に委託するものとする。但し、処分に要する費用が発生した場合は、輸送費も含め受注者の負担とする。

第6節 試運転および検査調整

1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整、対向試験等を行ない下記の成績書を提出すること。
 - (1) 絶縁抵抗測定
 - (2) テレメータ及び監視システム、対向試験チェックリスト
 - (3) その他、市監督員の指示によるもの

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:)	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ()
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A: 人 B: 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 日)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」 試行対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更(工事一時中止)を行う際には、伊賀市設計変更ガイドライン(平成30年6月)を参考とする。 <input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> その他(伊賀市が定めてないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。)
監督の区分 (共通仕様書 第3編3-1-1-6第6項、第10項に規定する表3-1-1(1)、表3-1-1(2))	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事实態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事实態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年8月